

## 地域からマイナンバー制度に声を上げていくこと

2017.2.4 関口 博（国立市議会議員）

### 1、議会から行政に対して制限をかける

- ・国は、自治体にカードを使う施策を促しているのに、議会で追及する  
証明書コンビニ交付（補助金をつけて促す）  
→ 各自治体にアンケート調査し、無駄な出費であることを公表。後述

図書館カードに使う（自治体としてメリットがないため進まない）  
地域ポイントカードを付与する（費用がかかるため進まない）

### 2、庁内連携では、従前通り庁内番号で行っている。マイナンバーを使用していない。 マイナンバーがあることで、庁内で不自由していること等のアンケート調査を各自治体にさせ、公表する。

### 3、市民にマイナンバー制度が経済的に無駄であること、カード携帯で危険があることを知らせる → 議員の会報に書くよう促す。

### 4、事業者に対してマイナンバー制度に乗らなくてもいいことを知らせる

- ・確定申告時にマイナンバーをかかなければいけないと思っている事業者が多数。  
市報で知らせるわけがないので、議員会報で知らせる。

# コンビニ交付算定の根拠

2017年2月 資料1

年間証明書発行数 165,000枚

2016年3月算定時

10年間で算定

## ●機器類関係費

初期費用・更新時費用	41,200,000	(更新時1000万円含む)
保守	25,920,000	
機器リース費	34,260,000	
負担金(J-LIS)	30,000,000	
合計	131,380,000	①

●特別交付税(国からの補助金) 3年間 事業費の半額 5000万円上限  
25,400,000 ②

## ●コンビニ事業者への負担金

証明書1枚200円のうち123円をコンビニへ手数料として支払う

コンビニ発行数 130,000枚 13,000(1年間)

130,000枚 × @123 = 約16,000,000 ③

## ●コンビニ交付事業費合計

①-②-③

131,380,000 - 25,400,000 + 16,000,000  
= 約122,000,000

## ●証明書1枚当たりの単価(10年平均)

122,000,000 ÷ 130,000 = 約940円

コンビニ交付算定一覧表 2017年2月 資料2

	2016年3月算定時	2017年1月時点 (実際)	
機器類関係費	131,380,000	202,120,000	
・初期費用・更新時費用	41,200,000	69,200,000	(更新時初期費用と同額)
・保守	25,920,000	40,870,000	
・機器リース費	34,260,000	62,050,000	
・負担金 (J-LIS)	30,000,000	30,000,000	
特別交付税	25,400,000	25,400,000	
コンビニ事業者への負担金	16,000,000	16,000,000	
コンビニ交付事業費合計	121,980,000	192,720,000	
証明書1枚当たりの単価	938	1,482	
10年間証明書発行枚数 (推定)	130,000	130,000	
1年間証明書発行枚数 (推定)	13,000	13,000	
1年間証明書発行枚数 (現在)	165,000		
コンビニ証明書発行率 (推定 %)	8		
全人口	75,000		
マイナンバーカード発行数 (現在)	6,500		
マイナンバーカード発行率 (現在 %)	9		

年間2000万円程の事業経費が10年間続く。年間200万円の臨時職員が10人雇用できる。コンビニ交付の有用性とどちらが市民にとって有益であるか明らかである。 (市民にとって理解しやすい)

2017年2月1日

世田谷区長 保坂 展人 様

共通番号制度を考える世田谷の会  
(連絡先) 世田谷市民運動・いち気付 (Tel.3706-7204)

## 「共通番号制度」への対応についての質問書

世田谷区は2014年9月「世田谷区における社会保障・税番号制度の導入について(中間報告)」で、「適確な個人情報保護を前提に、必要な措置を講じるとともに、個人情報保護を最優先に対応する」とする一方で、「最大限、番号制度(個人番号、個人番号カード、法人番号、マイ・ポータルの利用等)を活用する」基本方針を明らかにしました。

私たちはこの「前のめり」な活用方針に驚き、会を結成し2014年10月17日に以下の要望を提出して、番号制度利用は慎重に進めるよう区との話し合いを行ってきました。

- 1) 現行の住基カードで行っている以上の独自利用は行わず、番号制度の実施状況をみながら、区民の意見を聞きつつ利用を検討すること
- 2) 区民が自らの個人情報の利用をコントロールできるようにすること
- 3) DVやストーカー等の被害につながらないための措置を明らかにすること
- 4) 個人番号カードの普及は慎重にし、任意交付の原則を守り、J-LISへの委任はせず、不正利用対策をすること
- 5) 住民登録がなく個人番号やカードのない人へのサービス提供に対応すること
- 6) 番号制度の費用対効果を明らかにすること
- 7) 区行政内の情報連携で番号制度は利用しないこと
- 8) 不正アクセスや漏えいの危険がある中間サーバーの共同化を利用しないこと
- 9) マイ・ポータルを利用できない人の権利保障や情報漏洩・不正利用防止策をとること
- 10) どのように使われるかわかりやすく周知し、特定個人情報保護評価はすべての利用事務についてパブコメを実施すること
- 11) 実施の延期を国に要望し、区として個人情報保護措置を検討すること

話し合いの中で、以下の回答を受けてきました。

- ・「最大限活用」は改め、2015年2月の「報告」では「最大限」は削除した
- ・DV被害者等への「通知カード」送付は適切に対応する。関係部署と検討を進める
- ・個人番号カードの普及は図るが、3年で30万枚交付は方針ではなく「見積もり」である
- ・証明書のコンビニ交付は行うが、並行して自動交付機も残しカードの普及状況を勘案し検討する。その他の独自利用は慎重に進めていく
- ・区行政内での番号の記録は住基と税に限り、その他はこれまでと同様とする
- ・中間サーバーの共同化は利用するが、接続経路は新たに設置する一つの連携システムに限定し、集中的かつ強固なセキュリティ体制を確保する。警察からの照会があっても文書により対応する。
- ・特定個人情報保護評価書のパブコメは、当初国の指針より短い3週間としたが期間を延長する。区特集号を発行し制度全般についての区民意見も聞く
- ・個人情報保護を最優先に対応し独自の保護措置の必要性や内容を研究していく。セキュ

リティ対策や職員の研修などの対応を実施する。特定個人情報保護評価の第三者点検における個人情報保護審議会の意見は国に伝えていく。

私たちの要望を受け改善された点もありますが、マイ・ポータルの利用等は国の検討待ちとされ、自己情報コントロールの保障などは法律の問題で区としての回答は困難とされてきました。

2015年10月から個人番号通知、2016年1月から個人番号利用や個人番号カード交付がはじまり、私たちが指摘した問題が起きています。

- ・通知カードは大量の返戻が発生し、いまだ受け取れない人がいる。DV被害者等への通知は、急遽1カ月間特例措置が取られたが利用できなかった人も少なくない。
- ・個人番号カードは普及優先の無理な交付計画と委任先のJ-LISのシステムトラブルで、交付に半年以上かかる異常事態となった。「正常化」しても交付に1カ月かかる(住基カードでは1～2週間)。
- ・個人番号カードは、国は本年度まで3000万枚の交付予算を取りながら8%程度しか普及していない。証明書のコンビニ交付は費用対効果の疑問から16%程度の自治体しか利用せず、全国的に自動交付機が廃止されるなど住民サービス低下が起きている。
- ・利用開始しても申請書類に個人番号を記入しない、できない区民も少なくない。個人番号記入をめぐる行政機関や勤務先・取引先、金融機関等の窓口でトラブルが発生し、その結果就労できなくなるなどの不利益が発生している。
- ・特定個人情報保護評価書は区民に理解は困難で、「住民の信頼の確保」という評価の目的は達成されていない
- ・J-LISのシステムトラブルが続き、J-LISみずから原因をテストの不足やシステムを作った5社の連携不足、住基ネットへの過信と公表するなどガバナンスへの疑問が広がり、国、自治体、J-LIS、業者の責任の所在の曖昧さが表面化した。中間サーバーの設計資料等は自治体に公開されず、ブラックボックスになっている。
- ・事業者からの番号の漏洩や個人番号カードの成りすまし取得が発生し、マイナンバー関連の詐欺が多発している
- ・2015年6月の年金個人情報125万件の漏洩後、自治体にもセキュリティ対策の強化が求められているが遅れが指摘されている。年金事務での利用が1月からはじまったが、会計検査院は年金機構の対策の不備を指摘している。
- ・利用開始前にもかかわらず2015年9月に番号法が改正され、特定健診や銀行口座への付番などに利用を広げた。さらに個人番号カードのポイントサービスや図書カード、入場規制などの利用など、社会保障と税のための制度という説明とは異なる利用拡大が検討され、どこまで利用が拡大するか市民にはわからなくなっている。
- ・プライバシー侵害への不安が広がり、マイナンバーの利用差し止めを求める違憲訴訟が全国ではじまっている。

総じて、住民は行政や勤務先にカードと本人確認書類を提出する手間と費用が増え、行政機関は本人確認事務の負担が増え、事業者にはマイナンバーの収集管理の手間と費用と責任が増え、目的とされた行政事務の効率化と国民の利便性向上に疑問が広がっています。

世田谷区は1976年に全国に先駆けて区外との通信回線による結合を原則禁止する「電算条例」を制定して、区民の情報は区民福祉のために使い「国民総背番号制」にはつなげない姿勢を明確にしました。住基ネットに対してもセキュリティ対策条例を制定して、関係機関等へのセキュリティ対策の報告要求や調査を規定し、漏えいや不正利用のおそれがある場合は区長が住基ネットの停止など独自に必要な措置をとることも規定してきました。個人情報保護条例のもと個人情報の外部との回線結合を原則禁止し、審議会で収集も目的外利用も外部提供も委託も「必要最小限か」「理由は妥当か」「事務の効率性のみ優先していないか」など点検し、回線結合についても「他に手段はないか」「区民福祉向上に資するか」「提供先の個人情報保護は大丈夫か」などを厳しくチェックして進めてきました。マイナンバー制度に対しても、これら世田谷区の姿勢は引き継がれるべきです

今年から、情報提供ネットワークシステムによる行政機関間での情報連携やマイナポータルの利用が予定されています。私たちは、世田谷区が番号制度の危険性をふまえて個人情報保護を最優先に対応するとともに、国に対して制度の見直しを求めることを要望しています。そのために以下の質問をいたしますので、2月28日までに文書で回答するとともに、説明の場をもってください。

### 【質問事項】

#### [1]通知カードについて

- (1)送付結果（送付件数、再送付件数、受け取りにきた件数、廃棄された件数、等）。
- (2)返戻された理由の内訳件数（宛て先不明、保管期間超過、受取拒否、等）
- (3)通知が届かなかった世帯に対する調査などの対応状況。その結果職権消除した件数

#### [2]個人番号カードについて

- (1)交付申請件数と交付件数。交付件数のうち電子証明書の申請件数
- (2)交付の際に顔認証を利用した件数。その結果、同一人と認められなかった人数。
- (3)申請したが受け取りをしていない件数とその理由
- (4)個人番号カードの独自利用の検討状況
- (5)証明書のコンビニ交付、自動交付機それぞれの交付枚数。コンビニ交付に要する費用。
- (6)昨年の個人番号カード交付の遅れに対する区の見解
- (7)企業等における個人番号カードの一括申請を行っているか、また今後の予定
- (8)職員証と個人番号カードの一本化を検討しているか
- (9)個人番号カード交付に要した費用と、そのうち国の補助金の額

#### [3]個人番号の利用について

- (1)条例による独自利用事務の一覧と、今後の追加の検討状況
- (2)条例利用事務の提供範囲を限定する「限定条例」を検討しているか
- (3)窓口で番号記入を得られない場合の取り扱いをどうしているか

#### [4]情報提供ネットワークシステムの利用について

- (1)運用テストの予定とテストの状況、2017年4月までにテストは完了するか
- (2)利用によりどのように事務が効率化されるか。区民はどのような書類が不要になるか。
- (3)区行政内の他の部署に対する法別表第二の事務の情報提供は、従来どおり区行政内で提供するか、情報提供ネットワークシステムを介して提供するか

(4) 地方税法第22条で地方税情報の守秘義務があり、提供は法律で本人が行政機関に報告を行う義務がある場合と本人同意がある場合のみ認められている。条例利用事務で本人同意はどのようにとるか。法別表第二の事務で本人同意を要する事務があるか。

[5] 中間サーバーについて

(1) 2015年3月23日の情報公開・個人情報保護審議会の答申では、

- ・ 中間サーバーの状況が明確になり地方自治体の対応ができる環境になるまではしばらく制度実施を保留又は延期するよう、区が国に要求する必要性について考慮されたい。
- ・ 特定個人情報保護評価書の中間サーバーのリスク対策の記載は、国の情報のみに頼ることなく、J-LISがどのようなチェックを経ているのかなど、区の意見を、国やJ-LISに上げる必要性などについても考慮されたい。
- ・ 中間サーバーの安全性について疑義が生じた場合には、マイナンバーの利用停止なども含め、根幹に遡って議論し直す必要があることを考慮されたいとされていた。これらにどのような対応をしたか。

(2) 特定個人情報保護評価書では、特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように、自動応答不可フラグを設定することになっている。どのような情報に設定するか。設定した情報の提供を求められた場合にどう対応するか。

[6] マイナポータルについて

(1) 利用の検討状況。「子育てワンストップサービス」の検討状況

(2) 公共施設でのキヨスク端末などの設置予定

(3) 成りすましや本人と利益相反する任意代理人による利用の防止策を検討しているか

[7] 個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載について

(1) 特別徴収義務者である事業者の、個人番号の安全管理措置の実施状況を調査しているか。安全管理措置が不備な事業者に通知することは、漏洩や不正利用をまねかないか。

(2) 通知に記載を行なうか。記載して通知する場合、送付は普通郵便か、書留か。それぞれの費用の概算はいくらか。

(3) 事業者に対しマイナンバーの提供を拒否している従業員についても通知することを、個人情報保護の立場からどう考えるか。

(4) 事業者にマイナンバーを通知しなければならない理由は何か。

[8] 世田谷区としての個人情報保護対策について

(1) 特定個人情報保護評価における2015年3月23日の世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の点検結果（答申）への対応状況

(2) 区におけるマイナンバー制度運用の基本方針の検討状況

(3) 2015年6月16日の私たちへの説明で、担当課長はマイナンバーのリスク・危険性についての周知の不足を認められたが、その後の広報とこれからの周知の予定。

(4) 個人情報保護を最優先に対応する立場から、自己情報コントロールのために区として検討している対策があるか。

(5) 不正利用や漏洩、詐欺等が発生した場合の区民の通報窓口はどこか。通報を受けて区として調査・回答や被害の拡大の防止はどのように行なうか。

(6) 個人番号の変更申請を認めるか否かの基準があれば示されたい。

総行住第 185 号  
総行情第 68 号  
平成 28 年 9 月 16 日

各都道府県知事 殿

総務大臣  
(公印省略)

マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について (依頼)

平素よりマイナンバー制度の運用、特に平成 28 年 1 月からのマイナンバーカードの交付事務につきまして、地方公共団体の皆様に多大なご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

マイナンバーカードには、用途が法律で定められた事務に限定された「マイナンバー」部分と、民間事業者も利用できる「マイキー」部分（「公的個人認証機能による電子証明書」と「IC チップの空き領域」）があります。この「マイキー」部分には大きな可能性があると考えており、これにより例えば、電子的な確定申告である e-Tax や住民票の写し等のコンビニ交付をはじめとする自治体の様々なサービスを受けることが可能になります。

まず、コンビニ交付サービスにつきましては、公的個人認証機能による電子証明書を活用することで、これまでより容易に導入することができるようになっております。全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。(詳細は別紙 1 参照)

さらに、「マイキー」部分を使って、一枚のカードで自治体や商店街などの様々なサービスを活用できる情報基盤である「マイキープラットフォーム」についても、その実証事業に要する経費が 8 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度第 2 次補正予算(案)に計上されたところです。併せて、この事業では、民間事業者のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街等で活用できる仕組みである自治体ポイント管理クラウドの実証も行うこととしており、この実証事業への積極的な参加をお願いします。(「地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト」詳細は別紙 2 参照)

また、平成 29 年 7 月から本格運用が開始されるマイナポータルを活用した住民サービスの向上と行政事務の効率化も期待されるところです。まずは子育て等に関する施策から順次、行政サービス等の検索・閲覧サービスや、各種手続のオンライン申請での受付を推進していただきたいと考えています。平成 29 年 7 月より、全団体においてマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入していただくよう、早期かつ積極的な検討をお願いします。(詳細は別紙 3 参照。)

については、これらの施策について、導入を積極的にご検討いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

## ワンストップ・カードプロジェクトについて(趣旨・開催実績等)

多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくため、①マイナポータルにおける子育てワンストップサービス②コンビニ交付サービス③マイキープラットフォームに関し、全国の市区町村に参加を促すための推進方策等について、関係課室長等で構成するプロジェクトチームで検討を行い、本年12月を目途にアクションプログラムを取りまとめる。

### 【検討体制】

太田大臣補佐官統括のもと、内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省などの関係府省における関係課室長により構成されるプロジェクトチームとし、

外部との連携が不可欠な部分については、先進自治体、関係企業(日本郵便、関連ベンダー、カード会社、航空会社等)商店街、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)、全国市長会、全国町村会などの関係者や有識者も参加し議論。

### 【会議開催実績】

第1回	平成28年10月3日(マイキープラットフォーム関係)
第2回	平成28年10月6日(子育てワンストップ関係)
第3回	〃(コンビニ交付関係)
第4回	平成28年10月20日(子育てワンストップ関係)
第5回	平成28年10月31日(コンビニ交付関係)
第6回	平成28年11月17日(子育てワンストップ関係)
第7回	平成28年12月2日(マイキープラットフォーム関係)
第8回	平成28年12月8日(子育てワンストップ関係)
第9回	平成28年12月13日(コンビニ交付関係)

(※)「マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス」については内閣官房社会保障改革担当室、「コンビニ交付サービス」については総務省自治行政局住民制度課、「マイキープラットフォーム」については総務省地域力創造グループ地域情報政策室がとりまとめ。

## アクションプログラム(コンビニ交付導入促進)

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入(イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減(ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。(人口100万以上:3%~町村:30%減額)
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下(ランニングコストの削減)	・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機(キオスク端末)の設置促進	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より減額する方向で最終調整を行い、確定次第速やかに公表。
	郵便局における自動交付機(キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	交付可能証明書類の統一(戸籍証明書導入の促進)	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。(市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
		・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

### 【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

### 【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

## 1 マイナポータルにおける子育てワンストップサービス【取組】

多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくため、「マイナポータルにおける子育てワンストップサービス」として「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の手続について、平成29年7月から全地方公共団体において子育てワンストップサービスを導入し、積極的に運用していけるよう、必要な環境整備及び一斉スタート後の進捗管理・サポートを行う。

- 「子育てワンストップ検討タスクフォース」で取りまとめた対象手続に加え、本チームで検討したオンライン化に馴染む手続を加え、平成29年7月以降実施する対象手続として整理。
- 地方公共団体の具体的な検討を推進するため、地方公共団体が平成28年10月上旬時点で必要な情報等について、ヒアリングを実施し、関係府省での課題整理で活用。

(主なヒアリング結果)

- ・平成29年度予算要求に必要なシステム改修範囲等の明示
- ・電子申請・お知らせにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の提示
- ・子育てワンストップに係る事務処理要領等の提示
- 地方公共団体向け説明会（11月14日、都道府県・東京23区・指定都市担当者向け）及び関係事業者向け説明会（11月2日・14日）を実施。
- 地方公共団体職員と双方向で情報共有することが可能な機能のサービスを開始。  
(地方公共団体の課題・困りごとを把握し、必要な対応に係る情報提供等を行っている)

平成29年7月からの全地方公共団体における子育てワンストップサービスの導入に向けて、本チームの「アクションプログラム」として、以下を取りまとめる（詳細は次頁）。

- ① 関係府省の実施事項 ② 地方公共団体の実施事項・実施作業へのフォローアップ

3

## 2 マイナポータルにおける子育てワンストップサービス【取りまとめ】

### 「関係府省及び地方公共団体の主な実施事項」

主体	タスク	対応
内閣官房	・地方公共団体のシステム改修等に必要な経費に対する地方財政措置（特別交付税措置）	平成29・30年度のシステム改修等について、特別交付税措置を行う
	・地方公共団体の平成29年度予算編成、電子申請・お知らせ機能のシステム対応への情報提供	システム対応に係る情報を11月14日地方公共団体向け説明会で提示済
	・子育てワンストップにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の情報提供	オンライン化法令に基づくルールを整理し、11月14日地方公共団体向け説明会で提示済
制度所管府省	・子育てワンストップ実施による事務処理要領等の修正、地方公共団体への情報提供	事務処理要領等の変更（年内に提示）
地方公共団体	・システム改修範囲の確認・特定個人情報保護評価の見直し範囲の確認、対応	「地方公共団体向けガイドライン」の策定（年内に提示） ・市区町村の担当者が行う実施作業（システム改修の範囲、関係法令、職員教育等）及びそのスケジュールに関し、具体的に記載。 ・平成29年7月の一斉スタートに向けて、全市区町村の作業進捗状況を確認し、遅延団体に対して適切なフォローアップを行っていく。
	・事務処理要領等の変更	
	・法令の確認、条例整備・改正	
	・担当者への教育	
	・電子申請・お知らせ機能及びマイナンバーカード取得に係る広報	

### 「更なるワンストップサービスの検討・業務改革（BPR）の推進」

- 平成29年7月からの子育てワンストップサービスに加え、順次、対象分野の拡大を検討していく。
- より効率的かつ質の高い行政サービスの実現に向けて、地方公共団体間で異なる運用・様式・システムの標準化・共同化に向けた取組を推進する。

4

# 団結

2017年1月17日(火)  
予算人員要求(企総区民分会)

発行 労働組合  
編集 教育 宣伝 部



## 不急な事業計画を見直し繁忙職場の人員要求に応えよ

### 新規事業と事業の拡充は条件整備が必要

#### 不急な新規事業より現場への配置を

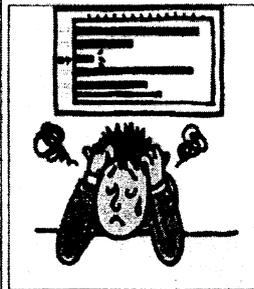
企総区民分会領域では住民記録・戸籍課や出張所に加え、危機管理室・政策研究調査課・情報政策課等でトータル72名以上の人員要求をしています。掲げる政策はともかく、増加する行政需要に伴う人員措置なしでは「ワーク・ライフバランス」が泣きます。新規事業以前に現場の強化をすべきです。

#### マイナンバーで事務量増加!

マイナンバーは行政の「効率化」を謳っていますが、現局面では事務量増で大変な事態になっています。

まず、主管課である住民記録・戸籍課は昨年度連日10時まで残業していたのが、若干改善されても9時まで残業という状況。中には日付が変わるまで勤務せざるを得ない職員も。今でも区民からの連日の問い合わせへの対

応と、国からの遅い指示に対して現場には迅速に対応しなければならず、昨年に続き苦勞しています。一昨年は通知カードの交付で混乱しましたが、現在は「マイナンバーカード」の交付に加え外国人関係のカードを含め異動に伴う並行運用管理をしなければならなくなり、帳票も複雑・多数であり、従来から多種多様な業務を扱っている出張所は神経をすり減らして対応しています。区民も二度三度足を運ぶこともあり、待ち時間も確実に増え、サービス低下といえますが、国は「メリットいっぱいマイナンバー」と宣伝しています。



#### マイナンバーに対する苦情

一方でマイナンバー制度に対する苦情も。昨年暮れから年末調整や銀行手続きでマイナンバーが必要と言われたが(投資信託等の特定口座や非課税口座の開設、マル優や財形貯金の利用、国外送金などでは、告知義務の中にマイナンバーの記載が含まれているものがあり)通知を受け取っていない・捨ててしまったという区民が窓口に殺到しています。

参考資料として転載

ある区民は、「囚人番号」を教えてください」と窓口に来庁しました。「役所が自分たちが楽をするために勝手に番号をつけたのだから」というのです。「通知カードの再交付や住民票の交付に手数料がかかる旨を説明すると「受け取っていないのに再交付」とは何だ!と激高するケースもあります。」  
また高齢者にとっても酷な状態です。あるお年寄りは「銀行からマイナンバーをと言われたが通知を捨ててしまった。自分は足が悪いから窓口には行けない。どうしても電話で教えてくれ」と聞きません。

導入から1年

# 「マイナンバー」は今どうなっているか？



## マイナンバーカードの交付は全国でたった8%

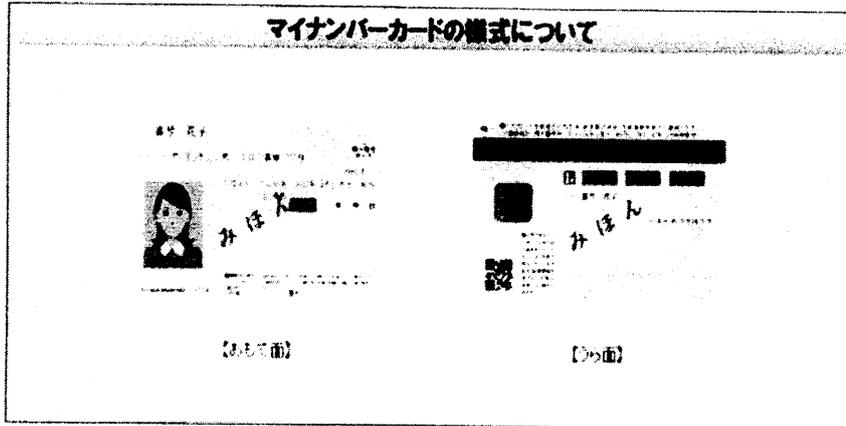
赤ちゃんからお年寄り、在日外国人も含め国内に住民票がある全ての人に12桁の番号を割り当て、複数の行政機関が税や社会保障の個人情報管理するマイナンバー制度の導入から、1日で1年となりました。法定受託事務であり、社会基盤整備のためとして、区も1面で報道のとおり懸命に希望者に交付する顔写真入りのマイナンバーカード交付に奮闘していますが、申請しても受け取りにこない、外国人が多い人口が多い、など大都市ならではの課題もあります。

カード取得数は、管理システムの不具合もあって国内人口の8%程度（昨年12月27日時点で982万枚）。区では昨年10月時点で5万5千枚）と伸び悩んでいます。申請件数も全国で1143万件にとどまっており、10人に1人程度しか申請していません。ことになりません。（政府の目標の3分の1程度）「通知カード」は、全体の約2・8%に当たる約170万世帯に届いていません。総務省によると、通知カードは全国の市区町村を通じて約5968万世帯に発送しましたが、配達時に不在でその後も連絡が取れない世帯や、住民票のある住所と実際の居住場所が違うなどの理由により、約170万世帯の通知カードが、自治体な

どに保管されたままです。（通知カードの数字は昨年10月の時点）170万世帯といえど四国4県の世帯数に匹敵します。動きだして1年を経てもこれだけの規模

の人が自分の番号を知らされず置き去りになっていること自体が問題ですが、交付が始まった昨年1月以降、システム障害が相次ぎ、市区町村での交付業務が遅滞が生じ、申請から受け取りまで区も含め半年

マイナンバーカードの様式について



から数カ月待たされるケースも出ていました。主管課や窓口としては交付に時間がかかったことで辛辣な批判に対応せざるを得ませんでした。

政府はトラブルは解消しているといいますが、多くの税金を投じたシステムが開始早々不調に陥ったことは、個人情報を扱う制度の安全性と信頼性を根本から疑わせるものです。国の今年度の第2次補正予算案で、障害をおこしたカード発行システムの改修・補強、カードの利用促進などのため150億円以上を計上し、来年度予算にはカードの交付円滑化や利用促進に324億円を盛り込む予定です。既に数千億円が投じられたマイナンバーですが、その原因の十分な説明も検証もない段階で、追加の税金を投じるのは、あまりに「泥縄式」ではないでしょうか。これでは、システムの不具合が起きるたびに、際限なく税金を投入する事態になりかねません。

### 本当に便利になるの？

「マイナンバーカード」はいまのところ身分証明以外に使い道がありません。さまざまな個人情報詰め込まれるカードを持ち歩く方が紛失、盗難などのリスクを高めま

す。ある調査によれば、カードの申請を済ませた人は全体のわずか14%で、前向きに使おうという姿勢が感じられない結果となっています。理由を聞くと、「いずれ申請する予定」という回答が約3割。しかし、ほぼ同数が「カードを作るメリットを感じない」と答えています。

多くの人はマイナンバーを日常的に使う機会ほとんどなく、必要性を感じていません。むしろ情報の漏えいなどへの懸念は強くマイナンバーカードの普及も広がりに

### 隙限のない拡大は問題

安倍政権はカード普及のために、コンビニで住民票が取れるとか、保育所入所の手続きに使えとか、売り込みに懸命となっています。国家公務員等の身分証明書をマイナンバーカードにするのもその一環です。国民が持たざるを得なくなる機能をカードに載せ、よってマイナンバー制度の普及を図ろうというのです。カードがないと必要な証明が取得できなくなるかのような宣伝までしています。さらに買い物ポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などの連携も検討しています。利用対象を広げれば広げるほど個人情報危険にさらされます。普及にばかり力を入れる政府のやり方は、あまりにも無責任です。（企鵝区民分会責任編集）

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 25 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書  
(特別徴収義務者用) の送付に関する留意事項について (通知)

平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用) (地方税法施行規則 (昭和 29 年総理府令第 23 号) 様式 第三号様式) については、個人番号が記載されることとなります。

特別徴収税額通知書の送付に際しての留意事項について、下記のとおり通知しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

貴都道府県におかれては、各市区町村に対して、この旨を周知するとともに、適切な取組へ向けた助言等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。

記

1 市町村が特別徴収義務者に提供する個人番号の取扱いについて

平成 29 年度分以降の特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用) においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。) 第 19 条第 1 号の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である市区町村から個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ個人番号が提供されることとなります。

また、特別徴収義務者は番号法第 9 条第 3 項の規定において、「当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされており、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務以外の事務に利用することはできません。

また、特別徴収税額通知書により、従業員の個人番号の提供を受けることをもって、特別徴収義務者における個人番号の取得が免除される訳ではなく、個人番号を取得できていない従業員については、引き続き、個人番号の取得に努めていただく必要があります。

これらのことについて、特別徴収義務者の理解と協力を得ることが必要であること

から、平成 29 年度分以降の特別徴収税額通知書の発出時において、個人番号の取扱いについて記載された文書（記載例 1）を同封するなど、周知を徹底していただきますようお願いいたします。

## 2 特別徴収税額通知書の送付にかかる留意点について

### (1) 送付について

個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法第 12 条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることとされています。

また、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者においても、同条に基づき、必要な措置をとる責務が課されていることから、従業員に個人番号を取り扱わせるに当たっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、個人番号を取り扱う事務の範囲を明確にした上で、事務取扱部署や担当者をあらかじめ定めることとされています。

（仮に、送付先（宛名）を「担当部署名や担当者名」でなく「〇〇会社」とされた場合、安全管理措置が適切に講じられていない部署で開封されてしまう恐れがあります。）

上記を踏まえ、番号法第 27 条第 1 項による特定個人情報保護評価書等に基づき、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を適切に送付いただくとともに、個人番号の適切な管理を行う観点から、同通知書の送付にあたり、特別徴収義務者において定める個人番号を取り扱うこととされた部署や担当者に確実に到達するよう、正確な送付先（宛名）の把握をお願いします。

### (2) 誤配達された場合の取扱いについて

上記 2 (1) の対応が行われていても、万一、特別徴収税額通知書が誤配達された場合については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定に基づき、誤配達を受けた者は、原則当該通知を開封することなく、①誤配達の旨を表示した上で、郵便差出箱（郵便ポスト）へ差し入れるか②誤配達の旨を会社（郵便局等）へ通知する必要があります。

市区町村におかれては、特別徴収税額通知書を郵送する際の封筒に「特別徴収税額通知書在中」や上記の旨（記載例 2）を記載いただくなど、誤配達があった場合の取扱いについて、周知の徹底をお願いします。

（参考）

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（誤配達郵便物の処理）

第四十二条 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を会社に通知しなければならない。

2 前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、かつ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

(3) 電子化の推進について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子的に「正本」通知することについては、平成 28 年 7 月 15 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第 65 号）で示したとおり、特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護等の観点からも積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますので、平成 29 年度対応のための予算確保やシステム改修等を行っていただくようお願いします。

連絡先

総務省自治税務局市町村税課

前川、齋藤

電話：03-5253-5669

(記載例1)

### 個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

#### 1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

##### ※番号法第9条第3項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

##### ※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(記載例2)

本通知書を受け取られた方が、記載の宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼っていただき、郵便ポストに投函するか、誤配達があったことを最寄りの郵便局等へご連絡ください。

【住民税の特別徴収通知書への個人番号(マイナンバー)記載について】  
(東京都内23の区役所への質問と回答)

- (1)個人番号を貴所に提供しないことによって、行政上不利益な取扱いがされることがあるか否か。  
 (2)2017年以降の住民税の通知に個人番号が記載されていると言われています。  
 個人番号を記載する場合、事業主に送付する住民税の特別徴収の通知書の個人の氏名欄の所に個人番号(マイナンバー)が記載がされるのでしょうか。  
 (3)上記(2)がされた場合「普通郵便」にて通知書が送られてくるのでしょうか。  
 (4)個人番号については、社会保障・税金・災害にしか現行法ではその利用が許されていない。仮に、(2)のような行為が行なわれる場合は、憲法違反の疑いが強いと思慮されますが、貴所ではどのようにお考えでしょうか。

	回答日	(1)	(2)	(3)	(4)	
1	世田谷区	9月15日	不利益なし	記載する	普通郵便	違反とは考えていない
2	足立区	9月16日	不利益なし	記載する	簡易書留	現行法範囲内
3	北区	9月20日	不利益なし	記載する	普通郵便	範囲内
4	杉並区	9月20日	不利益なし	記載する	簡易書留	適切な取り扱い
5	江戸川区	9月23日	不利益なし	記載する※	検討中	判断する立場でない
6	中央区	9月23日	記載すべき	検討中	検討中	見解なし
7	中野区	9月23日	不利益なし	記載予定	普通郵便	違反とは考えていない
8	大田区	9月28日	不利益なし	記載する	適切に送付	回答差し控える
9	千代田区	9月28日	不利益なし	検討中	検討中	回答差し控える
10	文京区	9月29日	不利益なし	記載する	検討中	回答差し控える
11	荒川区	9月30日	答えられない	記載する	簡易書留	回答差し控える
12	新宿区	10月3日	不利益なし	記載する	簡易書留	適切な取り扱い
13	豊島区	9月30日	不利益なし	記載予定	検討中	総務省の指示どおり
14	渋谷区	9月30日	不利益なし	検討中	検討中	回答差し控える
15	葛飾区	10月4日	不利益なし	記載する	簡易書留	判断しかねる

※懸念表明  
 ※総務省へ要望  
 ※電話回答  
 ※(2)は国の技術的助言  
 に基づき処理  
 第3号様式(通知書)の  
 見本添付あり

目隠しシール等検討中

毎 2017. 1/2

【新聞定価 1 ヲ月 4,037円(本体価格3,738円+消費税299円)】1部売り(消費税込み)朝刊140円 夕刊50円 (第3種郵便物認可)

# 区の情報悪用女性狙う

## 中野 元臨時職員再逮捕 住居侵入容疑

東京都中野区の情報システムで盗み見た1人暮らしの女性宅に侵入したとして、警視庁捜査1課は11日、元同区臨時職員、高橋健一郎被告(29)と同区中野5、別の強制わいせつ罪などで起訴を区個人情報保護条例違反と住居侵入の容疑で再逮捕した。女性約50人分の個人情報が高橋容疑者のパソコン(PC)などに記録されているのが見つかり、同課が目的などを調べている。【神保圭作、深津誠】

### 50人分記録所持

再逮捕容疑は2014年10月〜15年11月、勤務先の中野区行政情報オンラインシステムで同区の20代女性の名前や住所を閲覧。14年10月〜15年11月に3回にわたり、マンション3階にある女性のペランダに侵入したとしている。同課はペランダで撮影された下着の画像データを押収した。調べに対し黙秘しているという。区によると、高橋容疑者は14年10月〜15年3月に臨時職員として雇用され、電柱に設置した住所表示板の点検業務に従事。16年3月に再雇用され、マイナンバーカードに関する業務を担当していた。いずれの期間も区の情報システムで個人情報を見ることができた。とパスワードを与えられていた。捜査1課は昨年7月、同区内のアパートに侵入して20代女性に抱きついたとして、強制わいせつと住居侵入容疑で高橋容疑者を逮捕。その後、20〜30代の女性4人に対する強制わいせつ容疑などで逮捕した。被害者計5人

### 不正入手あと絶たず

公務員が職場で個人情報不正入手する事件について経緯を調査する方針だ。2015年6月には東京都大田区の職員だった男が区役所の端末を操作し、知人女性の住所や生年月日を2000回以上閲覧したと

のうち3人について、区の情報システムで個人情報を見られた形跡が確認された。同課は、自宅の捜索で女性約50人分の住所や氏名などの個人情報が記録されたパソコンや手書きメモを押収。女性宅で撮影したとみられる下着の画像を100件以上確認した。高橋容疑者は採用された際、職務上知り得た個人情報悪用しないうちで逮捕された。個人情報の管理に詳しい園田寿・甲南法科大学院教授(刑法)は「自治体は、職員に対する個人情報の重要性を認識させる研修を定期的に開き、規範意識の徹底を図るべきだ。また閲覧する際には上司の許可を取るなどチェック体制の強化も重要だ」と指摘している。【神保圭作、春増翔太】